

Vol.3 No.24 2008年11月

作業環境測定結果報告書 様式変更のお知らせ

作業環境測定の精度管理充実と測定内容を明確にすることを目的として、厚生労働省より作業環境測定結果報告書様式の改正指示がありました。これに伴い、現在報告させて頂いております作業環境測定結果報告書様式の一部を変更させて頂きます。変更内容は下表の通りになります。この変更による、測定結果や評価結果への影響はございません。

(主な改正内容)

新旧書式改正概要	
新	旧
測定結果の管理担当者氏名を記載する	氏名記載なし
2日間測定で測定間隔拡張する場合、理由を記載	理由記載なし
サングラス実施時の天候を記載する	温度、湿度のみ記載あり
分析機器形式及び分析結果の詳細情報を記載する	分析機器名称、結果のみ記載あり
外部委託を実施した場合外部委託を記載する	記載なし
分析実施日を記載する	記載なし

変更内容の詳細は、当社作業環境測定士が測定時にご説明させて頂きます。また、作業環境測定結果報告書に、変更内容の資料を添付させて頂きます。

ニッケル化合物・砒素及び化合物が 特定化学物質第2類物質になります

改正の内容

厚生労働省は、労働者の健康障害防止措置拡充のため、労働安全衛生法施行令等の改正を行います。

特化則の第3類物質であるニッケル化合物並びに砒素及びその化合物が第2類物質に変更

この変更により、これらの物質を製造し、又は取り扱う作業の従事者は、特殊健康検診を6ヶ月以内ごとに1回行って、その記録を30年間保存することになります。また、化学物質の労働環境及び労働者の健康管理からは、作業環境測定及び換気装置の設置や、作業主任者の選任などを行わなければならないこととなります。

この改正政省令等は、平成21年4月1日から施行予定です。

人体への影響

	症 状
ニッケル	発がん性物質
砒素	発がん性物質 剥離性の皮膚炎や過度の色素沈着、骨髄障害、末梢性神経炎、黄疸、腎不全など

用 途

	用 途
ニッケル	ステンレス鋼や硬貨などの原料、変圧器の鉄心や磁気ヘッド、ニッケル・水素蓄電池やニッケル・カドミウム蓄電池等の二次電池の正極など。
砒素	農薬、木材防腐剤、発光ダイオードや通信用の高速トランジスタなど。

大気環境部 海老原 昌幸

～編集後記～

立冬も過ぎ、日光などから雪の便りが届き始めました。朝夕めっきり寒くなって来て、風邪をひかないように、健康に気を使う季節の到来です。こまめな水分摂取やマスクなどで、のどに潤いを保つことが、風邪の予防になるそうです。

～以上～

業務内容

調査・分析・測定部門（水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント）
 プラント・工事・メンテナンス部門（排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテナンス）
 水処理薬品部門（ホウ酸・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他）
 環境保全機器部門（滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他）

